

生徒心得

一人一人が集まって各務原西高校という集団をつくっています。個と個が集合してつくる集団は、互いに強い影響や作用を及ぼし合います。優れた集団に所属すると、個もその影響や刺激を受けて好ましく成長する場合があります。逆もまた成り立ちます。

そこで、生徒一人一人が高校生活の意義を自覚して自己の課題を達成し、個として立派な成長をとげるよう全力をあげて取り組むとともに、集団としての雰囲気を作りよいものに高めていく努力をすることがとても大切です。そのために、日常生活のあり方やきまりなどを生徒心得として、次のように示します。

（１）基本的事項

① 勉学の精励

学業は、生徒の本分です。勉学を第一に考え、すべてに優先してください。

② 礼節の尊重

挨拶と礼儀は、望ましい人間関係を築く基本です。朝夕の挨拶のほか、「ありがとうございます」、「すみません」、「失礼します」など、場に適した挨拶ができるようにしたいものです。

ア 来客・職員・知人・地域の人々に対し、明朗な挨拶をするとともに、登下校に際しては、生徒同士もすすんで挨拶をする。

イ 目上の人に対しては、適切な敬語を使うなど、正しく心豊かなことば遣いを心掛ける。

ウ 自らの行動には、節度を守り、その結果に責任をもつ。

③ 時間の尊重

ア ５分前には準備を完了する。

イ 最小時間に最大効果を上げるようにする。

④ 心身の健康

充実した高校生活を送るには、何よりも心身が健康であることが基本となります。健康でなければ勉強やスポーツで自分の能力を十分に伸ばすことはできません。また、高校生の時期は、身体やその機能面で成熟の域に達する時期です。この時期に進んで心身の健康の増進を心掛けることが大切です。

ア 規則正しい生活をする。

イ 高校生の時期は、悩みや不安が多く苦しむ時期です。悩みや不安は積極的に相談をし、その解決や克服に努める。

（２）校内生活

学校は、旺盛な志気と高い倫理性にあふれた雰囲気を保持し、道徳的退廃や無気力、無責任、無感動といった事態や傾向を一掃しなければなりません。自覚と相互啓発によって、学校にふさわしい雰囲気と環境を保持するように努めることがとても大切です。

① 学習態度

授業は教師と生徒の両者の協同によってはじめて成立します。教師が情熱を傾けて行う授業を生徒も真剣に受け止め、学習に励んでください。

ア 毎時間、始業時刻までには必ず指定された席に着き、教材を準備して授業開始を待つ。

イ 各時限の始めと終わりには、指定された者の号令により、起立して挨拶をする。

ウ 家庭での学習（予習、特に復習）をしっかりと行う。

エ 宿題などすべての提出物は、その期限を厳守する。

② 欠席・欠課・遅刻及び早退

充実した高校生活を送り、その成果をあげるためには、まず何よりも欠席しないことです。欠席や欠課を安易にすると、その分を取りもどすために大変な苦勞を要します。3年間全員皆勤を目指してください。

ア 正当な理由なく、欠席・欠課・遅刻及び早退をしない。

イ 欠席・遅刻・早退及び忌引の際は、事前（できるだけ朝 8:00 まで）に保護者が学校に連絡する。

ウ 遅刻登校した際には、まず職員室へ行き、指示にしたがって遅刻届用紙に記入し、サインをもらってから教室に向かう。教室に入ったら授業担当の先生(HR 時間はHR 担任)に理由を述べて、許可を得てから授業を受ける。なお、その授業終了後、直ちにHR 担任にも届け出る。

エ 急病などで、欠課または早退をしようとするときは、HR 担任（必要に応じて保健室など）に届け出て指示を受ける。なお、早退の場合、帰宅後直ちにHR 担任に電話で連絡する。

＊遅刻の多い生徒には、生活を正すために特別指導を行います。

③ 校内の規律

ア 登校後は、許可なく外出しない。やむを得ず外出する際には、HR 担任及び生徒指導部の許可を得る。

イ 校舎・校具・樹木などの公共物を大切にし、進んで美化・整頓に努める。

ウ 職員室・準備室・事務室などへ入るときは、身だしなみを整えて、ノックをし、「失礼します」「〇年〇組の〇〇(氏名)ですが」「～(要件)に来ました」と言って入室する。また、退室するときは、「失礼しました」、「ありがとうございました」等の挨拶をして退室する。

エ 学校の施設の使用については、HR 担任または部顧問を通して関係職員の指示に従う。

オ 必要以上に多額の金銭や貴重品を所持しないようにするとともに、生徒間では金銭・物品の貸借・贈答をしない。

カ 貴重品は持ち歩くか個人ロッカーを利用し、必ず施錠する。

キ 所持品（特に教科書・ノート・電子辞書・傘）には、必ず記名する。

ク 携帯電話等は、朝のSHRまでに電源を切って個人ロッカー内に保管して鍵をかけ、帰りのSHR終了後(掃除終了後)まで使用しない。

（３）登校・下校

① 始業前 5 分前までには登校し、1 日の日程に余裕をもって臨む。

② 登下校は、あらかじめ学校に届け出た経路・手段を原則とする。

③ 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出して許可を受ける。

④ 交通ルールを遵守し、安全対策に注意する。特に電車・バスなどを利用する際は乗降時のマナーを守り、車内では周りに配慮した態度や会話など周囲に不快感を与えることのないようにする。

（４）校外生活

一人一人の行為や振る舞いが本校全体の評価に結びつくことを念頭において、いっそう自制的、自律的、道徳的に振る舞うように心がけること。

① 身だしなみを整え、服装・言語・態度などに配慮する。周囲に不快感を与えたり批判を受けたりすることのないように高校生らしく振る舞う。

② 健全で、節度のある交友関係を築く。

③ 外出の際は、行先・目的・帰宅予定時刻などを保護者に必ず告げておく。

(5) 交通安全

① 自転車通学(学校へ乗り入れる場合)

自転車通学を希望する者は次の手続きにより許可を得ること。

ア 許可条件

- a ベル、ライト、反射板、サイクルカラー(夜行反射板)、ブレーキが機能している。
- b 施錠ができる。(ダブルロックが望ましい)
- c 防犯登録がしてある。(できる限り登録してください。)
- d ドロップハンドル、サイドステップのある自転車、ブレーキのついていない自転車の使用は禁止する。
- e 雨天時は雨合羽を必ず着用する。(傘さし運転禁止)
- f 年2回(4月、10月)の点検を受けて報告する。

※4月は専門業者による点検とするが、10月は専門業者又は保護者による点検でも可。

イ 許可手続き

- a 自転車通学許可願(巻末の書類)を提出する。
- b 許可を受けた場合は、本校指定の標識(ステッカー)の交付を受け、自転車の指定場所に貼り付ける。

ウ 注意事項

- a 二人乗りや並進走行、右側通行をしないこと。(自転車は軽車両です)
- b 北門から登校し、指定の自転車置き場に必ず施錠し、整頓して置くこと。
(休業日は、北門を施錠するので南門から入ること)
- c 許可条件や注意事項に違反した場合は、利用許可を取り消すことがある。
- d 自転車通学を許可されている者で通学方法を変更した者は、速やかに係に申し出る。
- e 自宅最寄りの駅までの利用については、安全に留意し、各自の判断で利用すること。

② J R 及び名鉄電車利用

ア 名鉄電車を利用する人は、「新那加」駅地下道を通り、指定された通学路を利用する。

イ 車や自転車の進行に迷惑がかからないよう注意する。

③ 「四ない運動」について

本校では、P T Aの決議事項及び教育委員会の通達に基づいた「四ない運動」である「運転免許をとらない、バイク等に乗らない、バイク等を買わない、みだりに他人の車に乗せてもらわない」を推進する。

④ 交通事故及び交通違反について

ア 事故を起こしたり、事故に遭ったりした時、違反を犯した時には、直ちに学校・H R 担任へ連絡する。

イ 本校生徒の事故等を目撃した場合も直ちに学校・H R 担任へ連絡する。

(6) 届け出をする必要のある事項

次の事項については、申し出ること。

- ① 各種の届け出事項に異動が生じたとき。
- ② 個人調査票の記入事項に変更が生じたとき。
- ③ 金銭・物品の遺失・拾得・盗難が生じたとき。
- ④ 学校の施設や器具を破損または紛失したとき。
- ⑤ 暴行・脅迫・恐喝・変質者・痴漢行為を受けたとき。
- ⑥ 登下校時に事故に遭ったとき。
- ⑦ 校外で補導を受けたとき。
- ⑧ 欠席・遅刻・忌引のとき。

- ⑨ 学校感染症にかかったとき。(医師の証明書を添える)
- ⑩ 学割を利用するとき。

学校学生生徒旅客運賃割引証使用目的の範囲について
学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という)は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるから、その発行は、原則として次の目的をもつて旅行をする必要があると認められる場合に限ること。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

(7) 届け出をして、指導を受ける必要のある事項

次の事項については、H R 担任に申し出た後、関係職員に必ず届け出て、事前に指導を受けること。

- ①遅刻・欠課・早退のとき。
- ②始業時から終業時までの間に、校外へ出ようとするとき。
- ③やむを得ず正規の服装ができず、異装をするとき。
- ④校内放送・掲示・広告・印刷物の発行、配布などをしようとするとき。
- ⑤アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ない理由のある場合は予めH R 担任に相談の上、保護者と連名で届け出て指導を受けること。

(8) 禁止事項

次の事項に該当する行為は禁止する。違反者に対しては特別な指導を行う。

- ①飲酒・喫煙・暴力行為・窃盗・無免許運転など法律等により禁止されている行為。
- ②風紀上好ましくない場所への立ち入り。
- ③「四ない運動」に触れる行為をすること。運転免許証の取得や運転をすること。ただし、免許取得について、卒業後の進路のためなど、やむを得ない理由のある場合は、学校長の許可を得て取得すること。
- ④無断で、欠席・欠課・遅刻・早退・外出をすること。
- ⑤いじめ、暴力、暴言、器物破損、授業妨害など学校の秩序を乱し、生徒の本分に反する行為をすること。
- ⑥許可された時間以外での携帯電話の使用、校内でのゲーム機等の使用。

身だしなみ規定

制服を着用する場合は以下の規定を守ること。

			Aタイプ	Bタイプ
服 制 服	制 服	冬 季	1 上衣・ズボンは本校規定のものを着用する。 2 カッターシャツは本校のネーム入りとする。 3 第1 ボタンを留め、第1 ボタンが隠れるように規定のネクタイを着用する。 4 ベストを着用する場合は、本校規定のニットベストを着用すること。	1 ブレザーを着用する。 2 第1ボタンを留め、第1 ボタンが隠れるように規定のリボンを着用する。 3 ベストを着用する場合は、本校規定の布ベスト又はニットベストを着用すること。 4 スカート丈は膝頭の中央が隠れる長さとする。 5 防寒のため、ベージュ又は黒色（60デニール以上）のタイツを着用をしてもよい。
		防寒のためのオーバーコートは華美でなく、制服にふさわしいものとする。 防寒のため、セーター・カーディガンの着用を認める。 但し、Vネックのネクタイ・リボンが見えるもので、上衣から袖・裾がはみ出ないものを着用し、上衣を必ず着用すること。色は黒・紺・茶・灰・白の無地とする。		
		夏 季	クールビズ期間はネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。また、第1 ボタンをはずしてもよい。但し、ネクタイ・リボンを着用する場合は冬季同様に正しく着用する。	
		通 年	靴下は、華美でなく制服にふさわしいものとする。 （無地の白・紺・茶・灰・黒とする）	黒又は紺色のソックスとする。くるぶしが隠れる長さの無地又はワンポイントとする。
		正 装	規定の上衣・ズボン・スカートを着用する。 セーター・カーディガンは着用しない。	
頭 髪		1 清潔で自然な感じに整髪すること。 2 パーマ・カール・染色・脱色等は禁止する。		
通学靴		高校生としてふさわしい（活動に支障のない）スニーカー・革靴とする。		
鞆		華美でなく、教材が十分に入る大きさのものとする。		
上履き		本校指定のサンダルとする。		

〈注意事項〉

- 1 規定の制服を改造したり、着崩さないこと。改造した場合は、正規のものを再購入する。
- 2 頭髮違反については、直ちに直す。
- 3 装身具の着用、化粧、マニキュア、ピアス、カラーコンタクト等は禁止する。目立つ髪留め（華美なものや大きなもの）は使用しない。

〈規定の改正又は廃止の手続き〉

- 1 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、学校長に対して規定の改正又は廃止を求めることができる。
- 2 学校長は、1の求めがあった場合、又は規定の見直しが必要となった場合は、生徒や保護者、職員にアンケート等適切な方法で意見を聞き、学校運営協議会でその内容について協議するものとする。
- 3 学校長は、学校運営委員会等での協議を踏まえ、規定の改正又は廃止を決定するものとする。
- 4 3の決定にあたっては、協議の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。